

年 月 日

同意書

行橋市産後ケア事業を利用するにあたり、以下の項目に同意します。

住 所：行橋市 _____

利用申請者氏名： _____ 印

電話番号： _____

1. 事業を利用する年の1月1日の住所地が行橋市以外の方の自己負担額について

- ①行橋市産後ケア事業を利用するにあたり、利用申請書に実施要綱第11条第1項第1号、第19条第2項及び第22条第2項に定める課税状況を証明する書類を添付することができない場合は、産後ケア事業利用後、ショートステイでは産科医療機関を退院するとき（退院日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、直前の開庁日）までに、アウトリーチ及びデイサービスではケア最終日までに、当該書類を行橋市に提出すること。
- ②上記①の期間までに当該書類を提出することができず、課税状況の確認が困難な場合には、事業利用にかかる自己負担額は、実施要綱別表に掲げる最高額により計算された額を、利用した産科医療機関等に支払うこと。
- ③上記②の場合において、利用期間の初日の属する月の翌月20日（20日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、直前の開庁日）までに、当該書類を行橋市に提出し、課税状況の確認の結果、自己負担額に差額が生じた場合には、利用申請者の責任において、利用した産科医療機関等から、差額分の還付を受けること。ただし、この場合において、当該書類を行橋市に提出した日から起算して、30日を経過後は、還付を受けることができない。

2. 事故発生時の対応について

- ①行橋市産後ケア事業の利用時に何かしらの事故が発生した場合には、事業の実施主体である行橋市と事故対応について、誠実に協議すること。
- ②行橋市からの事業受託者である産科医療機関及び事業所には、当該医療機関等の故意又は重大な過失である場合を除き、事故についての責任や補償は一切求めないこと。